



郵送用

※オンライン手続きの場合は提出不要です。

給付金受取等 必要書類チェックシート **休職**

(当チェックシートもあわせてご提出いただくため、ご自身用にコピーするなどしてお控えいただくことを推奨いたします。)

事業所様
ご記入欄

| | | | | | |
|---------|---------------|----|---|---|---|
| ⇒ 加入者番号 | 育児休業 開始予定月 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|---------|---------------|----|---|---|---|

◆「産前産後休業」は資格喪失事由に該当しません◆

産前産後休業後、育児休業を取得される場合は、育児休業開始日が資格喪失日となります。
従って、お手続きは育児休業日からとなります。

◆一時金お支払いに要する期間：手続き開始より1.5カ月程度◆

「手続き開始」とは・・・「退職日の翌日(資格喪失日)以降」かつ「事業所からの資格喪失届」及び
「給付請求書類」が全て基金に到着した時点のことをさします。

※書類に不備等がある場合には、書類が全て正しくそろった後に手続き開始いたしますことをあらかじめご了承ください。

◆一時金お支払い前に「一時金裁定通知書」を郵送いたします◆

「お支払い日」「支払金額」等については当通知書面にてご確認ください。
個人情報に相当するため、お電話やメール等でのご回答はできかねます。

「○」・・・提出必須 「△」・・・※の条件により提出必須 「×」・・・不要

| 該当する項目1つにチェック | | 脱退一時金の 受取方法選択書 兼 繰下げ申出書 | 脱退一時金 裁定請求書 | 退職所得の受給に 関する申告書 | 本人確認書類 【運転免許証等】 ※1 | 振込先口座情報書類 【通帳等】 ※2 | 退職所得の 源泉徴収票 | 廃番 | 脱退一時金 繰下げ終了 申出書 |
|----------------------------|--------------------------|-------------------------------|--|--------------------|--------------------------|--------------------------|----------------|----|-----------------------|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | |
| <input type="checkbox"/> F | 脱退一時金受取 | ○ | ○ | | ○ | ○ | — | — | — |
| <input type="checkbox"/> G | 繰下げ (受取らず復職時に再開 (通算)) | ○ | — | | — | — | — | — | — |
| <input type="checkbox"/> C | 移換 (企業年金連合会) | ○ | × | × | × | × | × | × | × |
| <input type="checkbox"/> D | 移換 (転職先DB/DC制度) ※6 | ○ | 移換申出書をご提出ください。 ※移換申出書は就職先または移換先の運営管理機関からお取り寄せいただき、必要事項をご記入の上でご提出ください。 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> E | 移換 (iDeCo) | ○ | | | | | | | |

※1 運転免許証ほかマイナンバーの表面、住民票、戸籍謄本、パスポート、在留カードの写しでもかまいません。いずれか1点をご用意ください。

詳しくは書類④をご確認ください。

※2 キャッシュカードの写し、必要事項が表示されたインターネットバンクのWeb画面(スクリーンショット)を印刷したものでかまいません。

詳しくは書類④をご確認ください。

※6 移換先制度の規約において当基金から移換を受付可能と定められている場合に限りです。

【封入前にご確認ください】

- 給付書類は全ておそろいですか。チェックシートもご提出ください。 ※書類の不備・不足があった場合、お手続きが遅れます。
- 各種書類は資格喪失日経過後より受付いたします。これより早いご提出書類は、一旦ご返却する場合がございますのであらかじめご了承ください。

＜給付書類送付先＞

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町1番1号 住友市ヶ谷ビル15階
福祉はぐくみ企業年金基金 給付担当 宛

脱退一時金受給にあたってのご案内

福祉はぐくみ企業年金基金

当基金を脱退された場合には、当基金の脱退一時金の受給権を得られます。この場合、直ちに当基金より脱退一時金として給付を受けることもできますし、脱退一時金相当額を他の制度等へ移換して、将来通算した形で給付を受けることなどもできます。また、休職等の場合には、休職等が終了するまでの支給を繰下げ、復帰後の給付と通算することができます。下記の説明をお読みいただき、どのパターンを選択されるかを、別添の「選択書」に記入し当基金に提出してください。

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|------|--|--------|-------------------------|--------|--|---------------------------|---|
| 1. 脱退一時金の選択肢 | <p>下記から選択してください。《別添の「選択書」を提出してください。》</p> <p>なお、一旦、脱退一時金での受給を選択しますと、その後、企業年金連合会への移換への選択変更はできません。</p> <p>また、企業年金連合会へ移換するまでの間は予定利率は付利されませんのでご注意ください。</p> <p>(1)脱退一時金として直ちに受給する。 (2)休職等が終了するまで、脱退一時金の支給を繰下げる。(復帰後の給付と通算する。) (3)企業年金連合会へ通算企業年金の原資として移換する。 (4)再就職先の企業が実施している確定給付企業年金(DB)へ移換する。 (5)再就職先の企業が実施している企業型確定拠出年金(企業型DC)へ移換する。 (6)個人型確定拠出年金(個人型DC)の加入者となって国民年金基金連合会へ移換する。</p> | | | | | | | | |
| 2. 移換申出期限 | <p>企業年金連合会や国民年金基金連合会へ移換する場合は、当基金の喪失日から1年を経過する日までとなります。なお、再就職先の企業(事業所)が実施する確定給付企業年金または、企業型確定拠出年金への移換申出期限につきましては、再就職先へご確認ください。</p> | | | | | | | | |
| 3. 税務上の取り扱い | <p>退職にもなう脱退一時金受給については、退職所得扱いとなり退職所得控除が適用されます。なお、退職にもなわない場合は、一時所得扱いとなります。</p> <p>(ご参考)</p> <p>一時所得:一時所得とされる所得の合計額が年間50万円以上の場合は確定申告をする必要があります。</p> <p>退職所得の計算方法:退職所得の金額は、原則として、次のように計算します。</p> <p>退職所得の金額=(収入金額(=源泉徴収される前の金額)-退職所得控除額)×1/2</p> <p>※詳細は所轄の税務署へお問い合わせください。</p> | | | | | | | | |
| 4. 企業年金連合会の制度 該要、手数料、連絡先 | <p>企業年金の年金通算センターとして、企業年金連合会へ原資を移換することにより下表の通算企業年金の給付を受けることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">予定利率</td> <td>企業年金連合会が移換を受けた時の年齢に応じて0.25%～1.25%</td> </tr> <tr> <td>支給開始年齢</td> <td>65歳。ただし、厚生年金と同様の経過措置あり。</td> </tr> <tr> <td>保証期間</td> <td>80歳に達するまでの期間。なお、脱退一時金相当額の移換が65歳以降に行われた場合は、受換時年齢に応じて保証期間が逡減される。</td> </tr> <tr> <td>事務費 (2022年4月現在)</td> <td>脱退一時金相当額から受換時に一括控除。 事務費[上限34,100円]=定額事務費[1,100円]+定率事務費[上限33,000円]</td> </tr> </table> <p>○連絡先 企業年金連合会コールセンター 電話:0570-02-2666 ホームページ:https://www.pfa.or.jp/</p> | 予定利率 | 企業年金連合会が移換を受けた時の年齢に応じて0.25%～1.25% | 支給開始年齢 | 65歳。ただし、厚生年金と同様の経過措置あり。 | 保証期間 | 80歳に達するまでの期間。なお、脱退一時金相当額の移換が65歳以降に行われた場合は、受換時年齢に応じて保証期間が逡減される。 | 事務費 (2022年4月現在) | 脱退一時金相当額から受換時に一括控除。 事務費[上限34,100円]=定額事務費[1,100円]+定率事務費[上限33,000円] |
| 予定利率 | 企業年金連合会が移換を受けた時の年齢に応じて0.25%～1.25% | | | | | | | | |
| 支給開始年齢 | 65歳。ただし、厚生年金と同様の経過措置あり。 | | | | | | | | |
| 保証期間 | 80歳に達するまでの期間。なお、脱退一時金相当額の移換が65歳以降に行われた場合は、受換時年齢に応じて保証期間が逡減される。 | | | | | | | | |
| 事務費 (2022年4月現在) | 脱退一時金相当額から受換時に一括控除。 事務費[上限34,100円]=定額事務費[1,100円]+定率事務費[上限33,000円] | | | | | | | | |
| 5. 国民年金基金連合会の 制度該要、手数料、連絡 先 | <p>国民年金基金連合会が運営する個人型確定拠出年金に原資を移換することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">運用</td> <td>選択した運用関連運営管理機関から選定・提示された運用商品に関する情報をうけて自己責任で運用商品を選択</td> </tr> <tr> <td>給付</td> <td>老齢給付金、障害給付金、死亡一時金、脱退一時金</td> </tr> <tr> <td>支給開始年齢</td> <td>原則60歳。ただし、加入期間が短い場合は61歳～65歳。</td> </tr> <tr> <td>事務費 (2020年2月現在)</td> <td>加入・移換時:初回の掛金の内から2,829円 その後:毎月の掛金の内から105円 (その他、運営管理機関、事務委託先金融機関が徴収する手数料があり、それぞれが定めるところにより負担)</td> </tr> </table> <p>○連絡先 国民年金基金連合会コールセンター 電話:0570-086-105 ホームページ(iDeCo公式サイト):https://www.ideco-koushiki.jp/</p> | 運用 | 選択した運用関連運営管理機関から選定・提示された運用商品に関する情報をうけて自己責任で運用商品を選択 | 給付 | 老齢給付金、障害給付金、死亡一時金、脱退一時金 | 支給開始年齢 | 原則60歳。ただし、加入期間が短い場合は61歳～65歳。 | 事務費 (2020年2月現在) | 加入・移換時:初回の掛金の内から2,829円 その後:毎月の掛金の内から105円 (その他、運営管理機関、事務委託先金融機関が徴収する手数料があり、それぞれが定めるところにより負担) |
| 運用 | 選択した運用関連運営管理機関から選定・提示された運用商品に関する情報をうけて自己責任で運用商品を選択 | | | | | | | | |
| 給付 | 老齢給付金、障害給付金、死亡一時金、脱退一時金 | | | | | | | | |
| 支給開始年齢 | 原則60歳。ただし、加入期間が短い場合は61歳～65歳。 | | | | | | | | |
| 事務費 (2020年2月現在) | 加入・移換時:初回の掛金の内から2,829円 その後:毎月の掛金の内から105円 (その他、運営管理機関、事務委託先金融機関が徴収する手数料があり、それぞれが定めるところにより負担) | | | | | | | | |

福祉はぐくみ企業年金基金 脱退一時金の受取方法選択書 (兼 繰下げ申出書)

書類番号

①

| | | | | |
|-----|----|---|---|---|
| 提出日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|-----|----|---|---|---|

ご記入は、楷書で大きくはっきりとお願いたします。

| | | | | | | | |
|---|----|-----------------------|-------|---|----|---|---|
| 申請者 (申出者) | 氏名 | <small>(フリガナ)</small> | | 印 | | | |
| | | 姓(漢字) | 名(漢字) | | | | |
| ※改姓された場合は両方の姓を記入 氏名(漢字)を申請者自らが署名する場合には押印の必要はありません。 | | | | | | | |
| 生年月日 | 昭和 | | | | 性別 | 男 | 女 |
| | 平成 | 年 | 月 | 日 | | | |

| 選択 (該当に○) | 脱退一時金の受取方法 選択肢 | | | |
|-----------------------------------|---|--|---|--|
| 1 | 脱退一時金として受給する。 | | | |
| 2 | 脱退一時金の支給を、退職等が終了するまでの間、繰下げる。 | | | |
| 3 | 企業年金連合会へ通算企業年金の原資として移換する。 | | | |
| 4 | 就職先の企業が実施している確定給付企業年金(DB)へ移換する。※1 | | | |
| 5 | 就職先の企業が実施している企業型確定拠出年金(企業型DC)へ移換する。 | | | |
| 6 | 個人型確定拠出年金(個人型DC,iDeCo)の加入者となって国民年金基金連合会へ移換する。 | | | |
| 2～6を選択した場合は、下欄に申請者本人の連絡先をご記入ください。 | | | | |
| 住所 | 電話 | | メールアドレス | |
| | 郵便番号 | | ※日中に連絡がつきやすいご連絡先をご記入ください(記載内容に不明点があった場合、直接お尋ねすることでスムーズなお支払いが可能となります)。 | |
| 事業所名 | | ※退職した/休職している事業所様名をご記入ください。※転職先の事業所様名ではありません。 | | |

2～6を選択した場合は、連絡先をご記入ください。

※1 ただし、転職先が実施している制度がはぐくみ企業年金の場合は、当書類含め給付書類のご提出は不要です。ご転職先の担当者へ再加入希望の旨と加入者番号をお伝えください。

【特記事項】

- 上記1を選択した場合は、『脱退一時金裁定請求書』を当基金へご提出ください。
- 上記2を選択した場合は、支給の繰下げは最長で、退職等が終了する日の翌日または70歳の誕生日の前日までとなります。繰下げが終了する時点で、別途、『繰下げ終了申出書』をご提出ください。
- 上記3を選択した場合は、本選択書を「移換申出書」として当基金へご提出ください。
- 上記4.5を選択した場合は、就職先から移換先年金制度の「移換申出書」を取り寄せて当基金へご提出ください。
- 上記6を選択した場合は、運営管理機関から「移換申出書」を取り寄せて当基金へご提出ください。

| 基金記入欄 | | | |
|-------|-------|-------|------|
| 事業所番号 | 加入者番号 | 資格喪失日 | 喪失事由 |
| | | | |
| | | | 受付日 |
| | | | |